

構造改革特別区計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

高知市

2 構造改革特別区域の名称

高知市げんき・いきいきデイサービス特区

3 構造改革特別区域の範囲

高知市の全域

4 構造改革特別区域の特性

【高知市概要】

高知市は、四国山脈を背景に太平洋に面した高知県の中央部に位置する県都で、中核市でもある。旧来より政治、経済、文化の中心都市として発展し続け、さらに幕末には坂本龍馬、武市瑞山等勤王の志士を輩出し、維新の礎を築いた。

人口は32万7千人と、県内人口の約40%を占める。主要な福祉指標は、平成15年度末における高齢化率19.4%(63,390人)、要支援・要介護認定者11,563人、身障手帳所持者13,291人、療育手帳所持者1,678人となっている。いずれの指標も年々増加しており、今後もその傾向は継続するものと見込まれる。

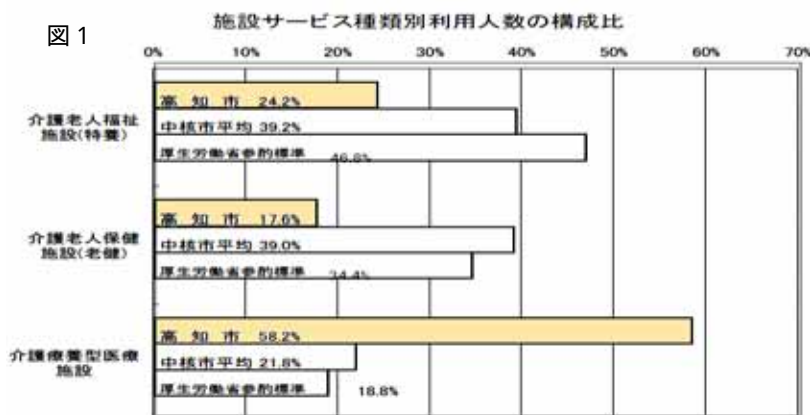
また、周辺自治体に比べ突出した福祉・医療資源等の都市機能を持ち、その影響範囲は、ほぼ県全域に及んでいる。

平成17年1月には、近隣の鏡村・土佐山村と合併を予定しており、山間の過疎地域における福祉対策も重要な課題となっている。

【高知市の特性】

市内の医療・福祉資源を見ると、高齢者と障害者で状況が異なっている。

高齢者を取り巻く環境については、高知市は全国でも群を抜く医療施設の集中が見られ、介護保険においても医療系の介護療養型医療施設数の構成比が突出(図1参照)するなど、医療機関をベースにした比較的大規模な施設の整備が進んでいる。



中核市平均・厚生労働省参酌基準(標準値)に比べ、高知市は介護療養型医療施設の構成比が著しく高い状況にある。

利用人数は介護保険事業実績分析報告書数値(平成13年10月)

これに対し、居宅サービスではグループホームと通所介護（デイサービス）の併設等により、定員 10 名以下の比較的小規模な通所介護事業所も見られるようになってきた（表 1 参照）。

(表1)

		平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	合計
グループホーム	事業所(か所)	4	1	3	9	3	20
	定員(人)	58	6	36	177	36	313
デイサービス	事業所(か所)	12	2	3	7	4	28
	定員(人)	450	56	50	110	66	732
小規模 (定員 10 名以下)	事業所(か所)	-	-	1	3	2	6
	定員(人)	-	-	10	30	20	60

平成 16 年度は平成 16 年 8 月 31 日現在。

平成 14 年度から小規模のデイサービスセンターの開設が見られるようになる。

市としても、高知市高齢者保健福祉計画等で小規模多機能型施設の積極的な展開を提唱しており、平成 16 年度には施設開設時のバリアフリー化費用の一部を負担する補助金を創設・予算化するなど、支援策を講じている。

一方、障害者については、市内に障害者関連の社会福祉法人が少ないため、拠点となる障害者施設の整備も進んでいない。これに加え、民間の事業参入もほとんど見られないため、介護保険事業所等との相互利用が出来ない知的障害者・児童デイサービスや短期入所を行う事業所の不足が特に深刻な課題になっている（表 2 参照）。これに対し、既存の介護保険事業者が比較的容易に参入できる居宅介護については、多数の介護保険事業者が参入し、ニーズを上回るサービスの提供が可能となっている。

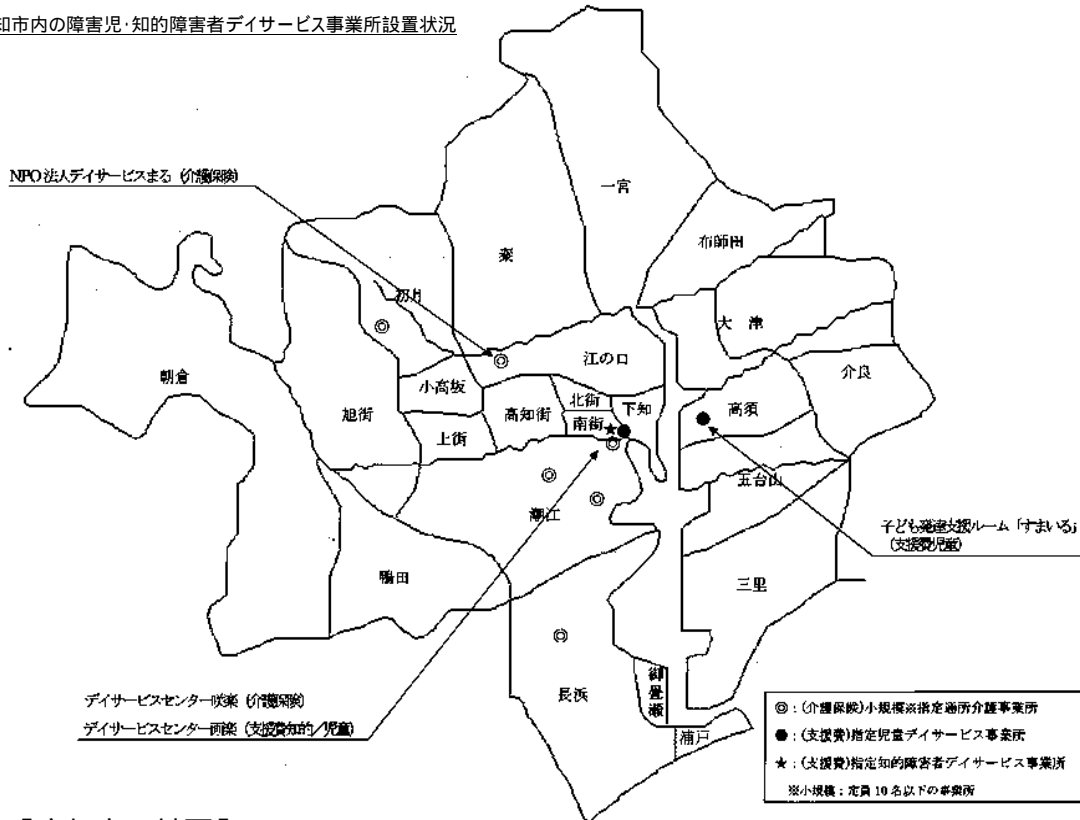
地理的にも、知的・障害児のデイサービス事業所は市中東部に偏っており、北部・西部・南部に全く無く、また中東部についても送迎が無い等、身近な場所でデイサービスを利用することが出来ていない（図 1 参照）。市障害者計画策定時のアンケート調査結果においても、デイサービスの充実を求める声が必要な比重を占めた。

(表2)指定事業所・施設数(単位:か所)

居宅介護	身体障害	51	身体障害	療護施設	1
	知的障害	23		更生施設	1
	児童	21		授産施設	3
デイサービス	身体障害	3	知的障害	福祉ホーム	1
	知的障害	1		小規模通所授産施設	1
	児童	2		更生施設	2
短期入所 (ショートステイ)	身体障害	4	知的障害	授産施設	3
	知的障害	4		通勤寮	1
	児童	3		小規模通所授産	3

(図1)

高知市内の障害児・知的障害者サービス事業所設置状況



【高知市の計画】

高知市では、ひと・まち・みどりが輝くふれあい元気都市をめざし、平成13年6月に20年計画で高知市総合計画を策定した。基本目標に「いきいき輝き安心して暮らせる都市」を掲げ、高齢者対策では高知型介護予防システムの推進や社会参加、生きがいづくりを、障害者対策では安心して暮らせる生活支援システムづくりや主体性を持って暮らせる環境づくりを主な事業として計画している。

この理念を実現するものとして、平成16年3月には高知市障害者計画「げんき・いきいきプラン（平成16年度～平成20年度）」を策定した。ノーマライゼーションの理念の実現することを基本理念とし、障害児においては「放課後・長期休暇への支援の充実」や「通所等支援サービスの充実」、知的障害者においては「地域生活支援サービスの充実」等において、市内のサービスの充実、小規模多機能施設のタイムステイ等による活用を重点事項としている。

平成15年3月に策定された高知市高齢者保健福祉計画においても、健康福祉コミュニティの形成や地域資源の有効活用を実現するため、「共に支え合い、助け合う地域の拠点づくり」を提唱している。具体的には、地域の身近なごく普通の家で、落ち着いて過ごしながら世代間交流でき、共に支え合い助け合う地域づくりに発展していくことを目的とし、痴呆性高齢者や障害者だけでなく、子どもたちも利用できるような小規模多機能型施設の開設を支援することとした。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、障害者が地域で暮らし、その人らしく生活できる環境づくりを長期的な展望とし、特にニーズに対して整備の立ち後れている障害児・知的障害者の在宅支援を推し進めて

おり、その手段として、デイサービスや小規模多機能型施設の活用を検討している。

また、高齢者対策においては大規模施設に馴染めない痴呆性等の高齢者について小規模多機能型施設において対応することとしている。

当初は、既に障害児や知的障害者の受け入れ実績を持つ事業所を中心に、小規模多機能型施設の活用により障害児や知的障害者の受け入れを行い、将来的には地域に散らばる比較的小規模な介護保険の指定通所サービス事業所の参入を促すことで、知的障害・障害児デイサービスのタイムステイや放課後・長期休暇等のニーズに応えることができる。

また、ニーズを満たすだけでなく、受け入れ先を小規模とすることで、高齢者や障害者、障害児など様々な人の集いから世代間交流が生まれ、高齢者であれば痴呆の予防、進行の抑制や軽減、障害者であれば生きがいの形成など、様々な事業効果が期待できる。

さらに、障害児・知的障害者の受け入れ実績を持つ事業所で先に事業展開することで、その効果を検証し、市内の他事業所をはじめ、近隣市町村にその実践を啓発することができるものとする。

6 構造改革特別区域計画の目標

この事業の成果として、短期的には緊急のニーズへの対応を目指す、将来的には、高齢者や障害者、障害児など様々な人が共に集う中での世代間交流を通じて、高齢者については痴呆の予防、進行の抑制や軽減、知的障害者については日中活動の場として生きがいを持って生活できる等の効果を期待している。

より事業効果を上げるため、利用者の思いを活かしつつ、自然なかたちで個々の役割付けを意識できるような、共生のためのマネジメント手法についても検討していきたい。

また、本事業を行う小規模多機能型施設を、地域の住民、近隣の学校・幼稚・保育園児童との交流の中で社会的弱者を理解し、共に生き、支え合うことを啓発する場として広くとらえ、地域のケアシステムをかたちづくる資源のひとつとして育てていきたいと考える。

7 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

身近な事業所でサービス利用が可能となり、障害児やその保護者、また知的障害者の負担軽減になる。送迎にかかる負担はもとより、現在施設数の不足で利用できていない障害者（児）の利用により、介護者の身体的・心理的な負担の軽減につながり、結果、就業をはじめ、介護者を介護経験等を活かす新たな社会資源として位置付け、地域住民の理解や関係機関との連携の要として、地域の参加促進、ボランティア育成の活性化につなげていくことも可能となる。

利用者にとっても、障害種別ごとの枠にとらわれず、高齢者や障害者同士のコミュニケーションの活性化により、ピアカウンセリングと同等の効果や、社会参加の促進を通じた閉じこもり、孤立等の精神面での負担の軽減が期待できる。

さらに、新たに多額の施設整備費を計上しなくても、既存施設の活用により必要なニーズを満たすことができるため、余剰予算を他の必要性の高い事業に充てることが可能となる。

また、事業数が増すことにより、市場競争原理が働き、事業所の質の向上や特色化を図ることも可能になる。

8 特定事業の名称

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

「高知市小規模ケア施設整備事業費補助金」

既存の住宅の改修等により、おおむね 10 人程度の定員で介護保険の通所介護を行おうとする事業者に対し、施設整備に 150 万円(1/2 補助)、初期体制整備のための人件費に 64 万 3 千円を市単独で補助するもの。

条件として、5 年間の事業継続や介護保険の非該当者、障害(児)者、乳幼児等に対しての通所サービス等の提供を掲げており、平成 16 年度には 1 カ所を予算計上。広報誌等で公募している。

別 紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称

番号 906

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の指定通所介護事業所のうち、高知市が知的障害者及び障害児の受け入れについて当該事業所の運営体制・実績が適当と認めた事業所

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

特別区域計画の認定後、高知市全域を対象とし、特区内の指定通所介護事業所のうち、市が知的障害者及び障害児の受け入れについてその運営体制・実績が適当と認めた事業所について、当該事業所の定員の範囲内で知的障害者及び障害児の受け入れを行う。

(1) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

指定通所介護事業所 デイサービスセンター咲楽(さくら)

ア 運営主体 有限会社ファクトリー

イ 所在地 高知県高知市はりまや町三丁目 16 - 8

ウ 定員 10人

エ 現在の平均利用者数 3人

オ 本特例措置による利用者見込数 2人

カ 特色 他に知的障害者デイサービス事業、児童デイサービス事業の指定も受けており、1カ所が高齢者・知的障害・障害児の各デイサービスを運営する。

高齢者は月～金、知的障害者は日曜日、障害児は土曜日と、曜日を变えて各々の指定を受け、同一事業所にて運営している。

母体がデザイン会社であるため、芸術的な創作活動を中心にしたリハビリに取り組み、特に痴呆性高齢者、知的障害者・児において有効なりハビリ効果を上げている。

指定通所介護事業所 NPO法人デイサービスまる

ア 運営主体 特定非営利活動法人 高知県に富山方式のデイサービスを作る会

イ 所在地 高知県高知市相模町 5 - 11

ウ 定員 10人

エ 現在の平均利用者数 6人

オ 本特例措置による利用者見込数 3人

カ 特色 富山市で展開されている小規模多機能施設を理想とし、一般の民家を借り上げてバリアフリー化し運営している。高齢者の通所介護サービス事業所の指定を受けながら一方では、行政の援助を受けず独自に障害児や知的障害者などを広く受け入れ、事業展開を進めている(この場合の利用は全額自己負担)。

また、地域の福祉資源の連携を図るため、独自に近隣の民生委員や支援センター、ケアマネージャー、医師、知的・精神の授産施設等と「地域への思いを語る会」を定期的を開催する等、関係機関との連携を中心になって進め、地域理解に努めている。

(2) 事業の概要

市内の指定通所介護事業所において、定員の枠内で知的障害者及び障害児を受け入れ、デイサービスを提供した場合に、支援費に準じた金額を支払うもの。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

本市には、介護保険法による指定通所介護事業所は 28 カ所あるが、児童デイサービスは 2 カ所、知的障害者は 1 カ所となっており、増設の見込みも薄い。このような状況の中で障害児や知的障害者のデイサービスのニーズは確実に増加しており、求められるサービスを提供するためには、身近な場所にある指定通所介護事業所において障害児や知的障害者を受け入れていくことが必要である。

また、本市の将来的な小規模多機能型施設の役割や施策展開を睨んだ上でも、高齢者と障害者(児)との相互利用が必要である。

(2) 要件適合性を認めた根拠

デイサービスセンター咲楽(さくら)

(ア) 各デイサービスの利用対象者に対するサービス提供に影響を及ぼさない範囲で行うこと。

- ・本事業所における現在の平均利用者数は 3 人であり、十分に余裕を持った運営となっている。このため、新たに特例措置により利用者を受け入れたとしても、現在のサービス利用者に影響は及ばない。

(イ) 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の合算数で除した数が 3 m²以上であること。

・ 8 . 6 7 m²

食堂及び機能訓練室の面積： 8 6 . 7 m²

利用定員： 1 0 人

(ウ) 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用定員 10人の施設

・生活相談員	1人	基準：1人以上
・看護職員	0人	} 基準：1人以上
・介護職員	1人	
・機能訓練指導員	1人	基準：1人以上
・管理者	1人	基準：1人以上

(エ) 介護保険法による指定通所介護事業所において障害児を受け入れる場合には、各事業所の従業者が、本特例措置により新たに受け入れることとなる障害児を適切に処遇するため、障害の種別や程度に応じて児童福祉法による指定デイサービス事業所や肢体不自由児施設等の障害児通園施設における実習・研修会等の機会を通じ、必要な資質を向上させる等、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。

・本事業所は支援費の指定児童デイサービス事業所を併設しており、曜日を変えて同一事業所にて事業を実施している。管理者や従業員についても兼ねており、高知市元気いきがい課所属の保健師や知的障害者地域生活支援センターを交えたケース検討会議等を通じて、情報の共有を行っている。

これに加え、今後は、高知市保健所の保健師や、高知市立ひまわり園（障害児通園施設）と連携し、従業員の学習の機会を設ける等、障害児に関する知識研鑽を行う。

NPO法人デイサービスまる

(ア) 各デイサービスの利用対象者に対するサービス提供に影響を及ぼさない範囲で行うこと。

・本事業所における現在の平均利用者数は6人であり、十分に余裕を持った運営となっている。このため、新たに特例措置により利用者を受け入れたとしても、現在のサービス利用者に影響は及ばない。

(イ) 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者の利用者数で除した数が3㎡以上であること。

・31.8㎡

食堂及び機能訓練室の面積：31.8㎡

別途、2階に同程度の面積を有する。

利用定員：10人

(ウ) 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者の利用者数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場

合は新たに必要な職員を確保すること。

利用定員 10人の施設

・生活相談員	2人	基準：1人以上
・看護職員	1人	} 基準：1人以上
・介護職員	1人	
・機能訓練指導員	1人	基準：1人以上
・管理者	1人	基準：1人以上

(エ) 介護保険法による指定通所介護事業所において障害児を受け入れる場合には、各事業所の従業者が、本特例措置により新たに受け入れることとなる障害児を適切に処遇するため、障害の種別や程度に応じて児童福祉法による指定デイサービス事業所や肢体不自由児施設等の障害児通園施設における実習・研修会等の機会を通じ、必要な資質を向上させる等、障害児関係施設からの技術的支援を受けること。

・本事業所は、従来より富山方式のデイサービスの実施を理念として掲げ、「お年寄り、障害のある人、赤ちゃん、子ども、元気な人など、誰でもいつでも受け入れる」ことを目標に掲げ、実践している。

当該事業所は、高知県県立療育福祉センター（肢体不自由児施設）の指導を受けながらケースの受け入れを行っており、ケース検討会や事例を通じた交流・研鑽を実施している他、自ら障害児等の実践を学ぶため、近隣の医師や保健師（高知市保健所所属）等と共同で勉強会を定期的で開催している。

今後も、療育福祉センターや保健所の保健師と連携を取りつつ、高知市立ひまわり園（障害児通園施設）との連携も視野に入れ、障害児に関する知識研鑽を行う。